

いま必要な監視の目

「研究延長」を容認した鈴木知事の弱腰が招きかねない処分場への道



「幌延深地層研究センター」の地下350m坑道(2021年4月撮影)。その後、500mまで掘削が行なわれ、最近完成した。原子力機構の研究期間は28年度まで、その約束がきちんと守られるか監視が必要だ

堀達也・元知事が幌延町への「核のゴミ」処分研究施設の立地を受け入れてから25年、事業者の日本原子力開発研究機構(原子力機構)は地下坑道を使った各種試験を今も続けている。この間、2019年には当初計画に盛り込んだ「20年程度」とする研究期間の約束を反故にして28年度まで延長する一方で、深度500メートルの坑道の掘削や「幌延国際共同プロジェクト」へのNUMO(原子力発電環境整備機構)の参入などが、なし崩し的に進む。放射性廃棄物は持ち込まずに行なわれる処分研究に対し、道民の関心も薄らいでいる。シリーズの第3回は、「立地受け入れ」から四半世紀の経緯を検証しつつ、原子力機構による「28年度の研究終了」の約束を遵守させる道を考える。(ルポライター・滝川 康治)

「20年程度」の処分研究に着手 監視の目を注ぐ住民グループ

2000年10月、堀達也知事(当時)は道民の反対の声を押し切り、核燃料サイクル開発機構(現日本原

子力研究開発機構(原子力機構)による、幌延町への核のゴミ地層処分研究施設の立地を受け入れた。道民や道議会からの反対意見に対しては、同機構や幌延町との間で「3者協定」を締結。これを放射性廃棄物を持ち

込ませない「担保措置」と位置づける一方で、処分研究の「二層の推進」と「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」との抱き合わせによる道条例を制定し、国策事業を容認している。

当初の計画では、処分研究の期間は「20年程度」とされていた。

機構は2001年4月に「幌延深地層研究センター」を開所し、ヘリコプターによる空中物理探査を皮切りにボーリングなどを続け、03年には同センター用地として約19ヘクタールの牧場跡地を取得。同年夏に地下研究施設の造成工事に着手し、翌年に深さ350メートルの地下坑道が完成した。

着々と建設が進むことにあきらめムードも漂い始め、道民の関心も薄らいでいく。かつて動燃の現地調査を阻止するため連日の監視活動を展開した労働団体も、堀道政が容認姿勢を示すようになると、異議を唱える場面がめっきり減った。

だが、80年代半ばから地道に活動が続けてきた酪農民や住民らでつくる「核廃棄物施設の誘致に反対する道北連絡協議会(道北連絡協議会)の人たちは、同センター内に設置さ



着工前の「幌延深地層研究センター」の建設予定地。元は牧場の跡地だった(2002年撮影)

れた「地層処分実規模設備」の整備に対する異議申し立てや関係工事の節目ごとの抗議、学習会などを継続。2009年からは毎年夏に「核のゴミを考える全国交流会」を開催し、原子力機構や政府の地層処分政策に監視の目を光らせてきた。

当初計画を覆し研究期間を延長 鈴木知事は反対意見を置き去り

当初の計画には、研究期間は「20年程度」と明記されている。しかし2019年8月、原子力機構は道庁と幌延町役場を訪れ、同センターでの研究期間をさらに10年間ほど延長したい旨の「計画案」を提出した。道



坑道の掘削過程でメタンガスや地下水の噴出事故も。ブルーシートで応急処置を施した(14年9月)

や道民に対する約束を反故にするやり方である。研究終了後の坑道などの埋め戻しにも全く言及していない申し入れだった。

地下350メートルの坑道では当時、高レベル廃棄物を埋設する環境を模した環境をつくり、「人工バリア(注)金属や粘土鉱物を指す)の適用性確認」などを重点に研究が行なわれていた。機構側が示した20年度以降の計画案では、28年度末までの次期中期計画の間、これらの研究を続けたい、というのである。

「3者協定」の第4条には、当初の「20年程度」の研究期間を前提にして、「研究終了後は、地上の研究施設を

閉鎖し、地下施設を埋め戻す」と明記している。だが、示された計画案では「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行なうことを具体的工程として示す」としただけだった。なし崩し的に処分研究を続ける余地を残す、曖昧な説明である(これは現在に至るまで何も変わっていない)。

この研究の延長問題は、道と幌延町が主催する「深地層研究の確認会議」の場に持ち込まれ、年末の道議会の日程をにらんで19年9月から11月まで短期間に5回開催されるなど、拙速な運営を印象づけた。

そして同年12月、鈴木直道知事は道議会予算特別委員会の席上、機構の理事長との会談で、

- ① 研究期間は28年度までの9年間であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるように、しっかりと取り組む
- ② 今後、工程表を整理し、実施状況を分かりやすく説明する
- ③ 毎年度の計画や実績のみならず評価についても情報発信する
- ④ 処分場にしないことや、終了後の埋め戻しを計画案に書き加えたの4項目について明らかにされた



突然行なわれた研究期間の延長表明に対し、道北の住民グループなどが道庁に申し入れ(19年9月)

道民の意見を置き去りにして、「認表明」を急いだ道だが、それでは反発が強まるとみられたのか、20年になると道内数カ所での説明会を開いた。既成事実を作った後の開催ではガス抜きにすぎないものだった。

NUMOの参入にも道を開き問題を抱えつつ「500m掘削」

鈴木知事が「研究延長を容認したこと、幌延での研究に処分事業の実施主体であるNUMO(原子力発電環境整備機構)が参入する道も開かれた。

「3者協定」第3条で、原子力機構はNUMOに対し、研究施設を「譲渡・貸与できない」と規定されている。しかし、確認会議のまとめには「国内外の関係機関の資金や人材の活用」をする場合、「原子力機構が主体となり、機構の責任において研究施設を運営・管理する」とある。つまり、原子力機構の管理下であれば、処分事業者も自由に幌延の施設に与ることができることを意味する。

協定締結や立地の受け入れから20年にして、当初描いた「担保措置」は骨抜きにされていく。それは、かつて協定書や確認書の作成に携わった、



鈴木直道知事が原子力機構による研究期間の延長計画を容認する意向を表明(道議会予算特別委で。19年12月10日)

道資源エネルギー課担当者の思いをも蔑ろにするものだった。鈴木知事が「28年度末までの研究期間の延長」を容認してから半年余りで状況は一転する。原子力機構は20年8月末の「確認会議」の席上、坑道の「500メートル掘削」についての設計業務を外部委託する旨の意向を表明した。20年度の研究計画には、この掘削に関する具体的な記述はなく、唐突なものだった。

- ① 研究の長期化が避けられず、研究期間の再延長につながる
- ② より厳しい環境下での試験による災害や事故(漏水やガスの湧出、労働災害、坑道の損傷など)の危険性が高まる
- ③ 幌延の坑道を最終処分場にするとは出来ないが、海岸線に近い周辺地域は処分候補地になり得る
- ④ 交付金などにより政府・機構に対する幌延町の依存度が高まる

⑤ 「いずれ日本でも地層処分をやる」というデモンストレーション施設として、幌延町に居座ることになりかねない

⑥ 寿都町や神恵内村での「文献調査」問題などと併せ、北海道が長く最終処分地として狙われ続ける

このように指摘してから5年の歳月が流れたが、基本的な問題はひとつと変わっていない。

今年1月、500メートル坑道の整備が終わる、道や幌延町の関係者一部の道議、報道関係者に公開された。原子力機構が約束した「28年度の研究終了」まで、あと3年余りと残り期間は少なくなった。

機構の外部委員から再延長の信頼は「約束の履行」から始まる

鈴木知事の弱腰が元でNUMOの参入に道を開いたことで、幌延の施設が将来、どう化けるか分からない。原子力機構が海外の研究機関などと進めてきた「幌延国際共同プロジェクト」に、新たにNUMOが参入する計画が浮上したのは21年のことだ。この問題をめぐり、協定の履行状況をチェックする22年度の「確認会議」が募集した道民からの質問

では、次のような声が寄せられた。「技術者や研究者の育成などを目的にすれば施設の利用は長期になる。28年度で幌延の研究を終了させ、施設の解体・埋め戻しをする気がないと考えられるかどうか?」「現場確認などで(NUMOが幌延の)研究所内に立ち入る可能性もあるとのこと。処分の実施主体が入らないようにしてきた、幌延深地層研究所の成り立ちが無視されていることをどう考えるのか?」こうした声に対し、原子力機構は「協定を遵守し、機構の責任において施設を運営・管理する」と、これまでの見解をくり返すだけ。チェック役を果たす立場の道は、道民の声をまとめて機構側に質すだけで、この事態をどう捉えるのか、自らの意思を示そうとしなかった。

原子力機構による「延長表明」から6年半、新たな試験研究に着手するうちに、研究期間の終了まであと3年を残すだけになっている。そんな中で昨年、気になる動きがあった。原子力機構内に設置された理工系の大学研究者10人で構成する外部委員会の席上、次のような発言が相次いだのである。

「28年度より後の見通しについてどうアピールするのか。(ガラス固化体、金属容器、緩衝材からなる)人工バリア性能確認試験では、横置きでの原位置試験や500メートルでの発熱影響の確認試験が予定されておらず、確認すべきことがある」

「今後数年かけて幌延の地下施設の存在意義を主張し、今後の活用法を考え、提案する時期にきている」

つまり、今ある地下施設を際限なく使い、関連の研究を続けさせたいというわけだ。これは、40年余りにわたる幌延問題の経緯に疎い発言であり、「28年度末の研究終了」施設の撤去・埋め戻しという道や道民との約束を反故にしてもいい、と述べたのと同じではないか。

このような発言に対し、道北連絡協議会などから抗議の声が上がったが、多くの人は原子力機構の内部議論など知る由もない。堀知事による「立地受け入れ」から四半世紀が経過し、道民の関心も薄れている。

しかし、このまま道民が傍観するならば、研究期間はなし崩し的に延ばされ、地下坑道が維持できる限り延々と処分研究が続くことになりかねない。厄介なことに、寿都町と神



道主催の説明会の会場前で横断幕を掲げて抗議する地元住民(20年1月、幌延町内で)

恵内村では処分地選定に向けた「概要調査」の実施も取り沙汰されている。道や道民がしっかりと監視の目を注がなければ、「いずれ核のゴミの地層処分はできる」という虚構の下で、道民がズルズルと引き込まれることになるのではないか。

原子力政策に対する信頼は、誠実に約束を履行することから始まる。「28年度末までの研究終了」を空手形にしない、原子力機構や政府の対応を求め、道民一人ひとりが覚悟していくことが求められるだろう。

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」<https://takikawa-essay.com/> に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。